

# データを活用した旅行商品等共創ワークショップの 企画運營業務 仕様書（案）

## 1 目的

さまざまなデータを活用して、県内観光地への旅行商品企画や物産の販売企画のアイデアを官民で共創するワークショップの開催をとおり、参加者がデータ活用について学ぶとともに、具体的な旅行商品企画・物産販売企画の造成につなげ、官民共創による取組を推進する。

## 2 業務名称

データを活用した旅行商品等共創ワークショップの企画運營業務

## 3 委託業務内容

(1) さまざまデータを活用して旅行商品等を官民で共創するワークショップを以下の条件で設計及び運営をする。

- ① 参加人数 20 名程度
- ② 参加者 行政職員及び企業団体等の民間法人職員
- ③ 開催時期 11 月
- ④ 開催場所 群馬県内で県が指定する場所
- ⑤ 開催回数 1 回（1 回のワークショップを複数の日に分割して開催しても構わない）
- ⑥ 特記事項
  - ・ 行政職員や民間の参加者がチームをつくりワークを行う設計とすること
  - ・ ワークを通し参加者がデータ活用について学ぶことができること
  - ・ ワークを通し具体的な旅行商品企画等やその P R 方法のアイデアが生まれること
  - ・ ワークで使うデータは、県の既存データに加えて、民間事業者独自の顧客データも活用すること。民間事業者独自の顧客データについては、旅行者データだけでは把握ができないターゲットの特性等を把握するために、物産やふるさと納税など、事業の目的に沿った顧客データを活用することとする。またデータはワークショップに適した形に加工すること
  - ・ データの利用にあたり個人情報の保護を徹底すること
  - ・ 会場の確保や参加者の募集は委託業務に含まない。

## 4 実績報告書の提出

委託業務内容の終了後、直ちに実績報告書を提出する。

## 5 契約期間

契約の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

## 6 その他

(1) 前条までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。

- (2) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて委託者と受託予定者と細部を打合せのうえで締結する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響等のやむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- (4) 受託者は、成果物が他者の所有権や著作権、肖像権を侵害しないことを保証するものとする。
- (5) 本事業に関する所有権や著作権は、原則として群馬県に帰属することとし、群馬県は、事前の連絡無く加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議して決定する。